



しまり

しまりをまもり互いの立場を尊重しましょう
〔鹿部町民憲章より〕

2021

No. 601号 1月号

迎 春

12/2 もちつき会 (幼稚園)
つきたてのお餅おιλιλいぬ

～ 今月の主な内容 ～

- 令和三年新春を迎えて 2～3P
- 高齢者支援 (生活支援サービス) 「雪かき」の利用申込みを受け付けています。... 10P
- 鹿部町 新型コロナウイルス感染症対策商品券配布事業の実施について... 11P
- 鹿部町ひとり親世帯応援給付金について 12P
- 「鹿部町 新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金」について 13P
- 令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告について 14～15P
- 令和3年度 中小事業者等に対する固定資産税の軽減制度について ... 16～17P



令和三年

新春を迎えて



新年あけましておめでとうございます。町民皆様には、うららかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

令和2年は、新たなウイルスという、目に見えない敵が世界を一変させました。

2月には、北海道独自の緊急事態宣言や学校の全国一斉臨時休業、4月には、国が全国に緊急事態宣言し、不要不急の外出自粛を要請いたしました。

今では、ほぼ全員がマスクをし、こまめに手洗いをし、自宅で仕事をし、パソコン越しの飲み会か、お行儀のよい会食。お店に

入るときは検温と消毒、カウンターにはビニールが垂れ下がるなどの生活スタイルが日常となり、現在もなおその戦いが続いております。

町といたしましても国の臨時交付金を活用しながら、この非常事態での最大の被害者は子供たちであるとの考えのもと、学校施設の感染症対策は基より、国が推進していますGIGAスクール構想とは別に、家庭においても先生や仲間とつながることのできる環境整備を独自で早急に進めて参りました。

また、感染症対策、経済支援、生活支援の均衡を図りながら、できるだけ、未来につながる支援策を講じて参りました。

そのような、重たい空気感の中で、目の前の雲を蹴散らすような話題が町内を駆け巡り、町民に夢と希望を与えてくれました。

町出身の伊藤大海投手の日本ハムファイターズ、ドラフト1位指名です。町では盛田幸妃投手に次ぐ2人目となる快挙であります。

町全体で伊藤投手の今後を温かく見守り応援して参りたいと考えております。また、有志による後援

会設立なども期待している所であります。

さて、私の任期も残すところ、2か月足らずとなりました。

この間、町民皆様のご協力をいただきながら、町政運営に誠心誠意努めて参りました。

初年度は、私も含めました役場職員の意識改革と対話ミーティングなど町民皆様の小さな気付きや想いを見逃さない仕組みづくりを行って参りました。対話ミーティングなどは、今では、私共の進むべき道を照らす、大変重要な事業となつてございます。また、中小企業振興条例の制定や子育て世代の方々から多くのご要望がございました、夏休み、冬休みの預かり保育の実施など、1年目からスピード感を持って、法整備や事業の拡充、各制度設計等に取り組んで参りました。

2年目の平成30年度は「更なる挑戦」と「確実な実行」の年として、5つの課題の方向性を決定させていただき、これまで、なかなか踏み切れなかった、0歳から2歳児の保育事業をスタートさせ、実際にご利用いただく事業者

などの声を聞きながら、企業への補助事業制度を創設することができました。



しかべ保育事業「ひよこ」

水産業については、昆布やなまこなど各種試験事業の規模を拡大しながら、同時に人財育成にも力を入れ、進めて参りました。また、これまで、鹿部の宝だった「しかべ間歇泉」が見事、北海道遺産に選定され、北海道の宝へと押し上げることが出来ました。

3年目は、新たな元号、令和がスタートいたしました。令和元年

年も災害の多い年となってしまう
ました。

そのような中、私共は、「力強い前進」と「聖域なき検証」の年と位置付けまして、一つは「役場新庁舎整備」もう一つは「A級グルメ構想」、この2つの事業を軸に力強く前に進めて参りました。

2つの事業以外にも、公共交通の実証運行やふるさと納税の推進、浅海漁業対策、合葬墓地の整備、コミュニティカフェの充実や高齢者をみんなで支え合う生活支援体制事業などを進めて参りました。また、切れ目のない子育て支援の構築に向けて、幼稚園の在り方やまちの創生をかけた重要施策が盛り込まれます第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案をまとめて参りました。

そして、今年度でござい
ますが、私たちは「勇気ある変革」と「次なる飛躍」の年と位置付けまして、まずは、新庁舎整備事業に鋭意取り組み、移転に向け、お年寄り、子供にも優しい各種住民サービス等の在り方や公共交通網の整備、自主防災組織を核とした、さらなる減災対策などについ

て、全力で進めています。

さらには、今年度の最重要案件を「子育て支援」と「居住支援」に決め、変化を恐れず、勇気ある議論を進めているところでございます。

A級グルメ構想につきまして、鹿部町産業連携ビジョンを策定し、町民皆様とその理念であります、豊かな自然や地域の食を守り、生産、加工、流通、販売、消費までの全ての方々がつながり、共に支え合うという、その想いを共有し、「食」で「職」をつくるをテーマに身の丈に合った事業を一つ一つ実施して参りたいと考えております。



にっぽんA級(永久)グルメのまち連合設立

そして、基幹産業であります、漁業を守り抜くために、「つくり・育てる漁業」の構築と、「稼げて、かつこよくて、革新的」を合言葉にその日の漁模様で一喜一憂しない、盤石な漁業体制づくりに向け、昆布やウニ、カキ、なまこの試験的取り組み、人財育成、漁業協同組合との意見交換会など開催しております。本年につきましても、各関係機関との連携を密にしながら進めて参ります。

また、昨年度から進めております、各種事務事業や運営方法などの検証につきましては、変えるべきものは変え、守るべきものはしっかりと守りながら、進めて参ります。「答えは探すものではない、答えは作るものだ」と言われた方がおりますが、まさに、いま、私たちの前に道はなく、私たちの後ろに道ができる状況であります。答えのない、多様性の時代に皆様と「心ひとつ、ワンハート」で、誰のせいにもしない、自分事として考え、今の自分になにができるのか、批判ではなく提案に変え、思想ではなく行動に移します。我々は、次の時代に何を残

し、何を残さないのか、私たちの未来のために、恐れることなく、勇気をもって変革し、地域の自信と誇りを胸に次なる時代へと向かい、日本一、魅力ある漁師町、日本一、行ってみたい、住んでみたい漁師町を目指し、町民の皆様と力を合わせ、オール鹿部で立ち向かい、鹿部新時代を躍進いたしましたと考えておりますので今まで以上のお力添えをお願い申し上げます。この町に暮らす誰もが頼りにしたり、頼りにされたりする昔ながらの当たり前の関係性を保つ、各世代が安心して暮らせる共生社会実現を目指して参ります。

結びに、医療関係者をはじめといたします、生活基盤維持のために最前線でご活躍くださっている全ての方々への敬意と感謝を申し上げます、町民皆様方の益々のご活躍とご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶といたします。

令和三年元旦

鹿部町長 盛田昌彦



最近のできごとをお知らせします

受賞おめでとう！

全国民生委員児童委員連合会 会長表彰を受賞

役場2階大会議室において、全国民生委員児童委員連合会会長表彰の伝達式が行われ、川村節子さんが受賞されました。

この表彰は、永年にわたり地域の福祉向上のため民生委員児童委員として尽力された方に対し贈られるもので、川村さんは11年もの間、地域の見守り役である民生委員児童委員として活躍されています。



北海道社会貢献賞を受賞

北海道渡島総合振興局において、令和2年度北海道社会貢献賞（更生保護功労者）表彰式が行われ、鈴木昌志さんが受賞されました。

この表彰は、永年にわたり地域の犯罪減少や予防のため保護司として尽力された方に贈られるもので、鈴木さんは、森地区保護司会副会長や鹿部支部長を務められており、19年もの間、地域の保護司として活躍されています。



北海道スポーツ少年団 表彰を受賞

鹿部町スポーツ少年団の指導者として活躍されている村田勝則さんと工藤秀弥さんが令和2年度北海道スポーツ少年団表彰を受賞されました。

この表彰は、10年以上にわたりスポーツ少年団の指導者として育成指導に当たり功績が顕著な方や優れた活動を行ったスポーツ少年団などに贈られるもので、村田さんは、鹿部柔道スポーツ少年団の指導者として、工藤さんは、鹿部サッカースポーツ少年団の指導者としてそれぞれ子どもたちの健全育成に貢献し、尽力されています。



村田 勝則 さん



工藤 秀弥 さん

環境大臣表彰を受賞

ホタテ貝殻のリサイクル事業に取り組む株式会社北海道スカラップが、廃棄物などの発生抑制や循環的な利用、適正な処分を実現したとして、「循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰（3R活動優良企業）」を受賞されました。

この表彰は、廃棄物の抑制、再利用、再生利用の推進に顕著な業績があつた企業や団体などに環境省から贈られるもので、株式会社北海道スカラップは、これまで加工業者の敷地内に山積みになっていた貝殻を土壌改良剤として製品化し、環境や景観上の問題解決に尽力されています。



鹿部町地域おこし協力隊通信

「A級グルメ・情報発信担当」
 地域おこし協力隊 蛭川 有裕 隊員



情報発信していますので、ぜひご覧ください。



facebook



Instagram

《モノクロームの風景写真の美しさ・・・》

写真の好きな方だとか存じの人もいると思いますが、その昔アンセルアダムスという写真家がいきました。アメリカのヨセミテ国立公園をモノクローム（白黒写真）で撮影し、プリントをした写真家です。

私も修行時代からモノクロームは大好きで、この写真家をまねて暗室にこもったことが何度もありました。当時はモノクロフィルムを現像し、それを引き伸ばし機にかけて大判プリントにするのです。

アンセルアダムスの時代から今に至るまで、フィルム撮影でのモノクロームのデータコントロールは非常に難しいのですが、デジタルカメラが主流になったことで、わかりやすくシンプルにできるようになりました。安易な写真づくりさえしなければ、とても表現の幅が広がった気がします。

《駒ヶ岳という魅力的な被写体との出会い》

鹿部町に来て、とても感じるのは、駒ヶ岳はほかにはない魅力的な山だと言うことです。美しさもさることながら、その姿は雄大な異国さえも連想させます。とても個人的で、アングルによって様々な表情を覗かせ、毎日見ても飽きません。

このカットはたまたま見つけた切り口ですが、撮影しているときはモノクロームのイメージで撮影しました。

ツイてる？ことに広報誌は白黒なので、ちょうど良かったかもしれませんね。でも、カラーも見てみたい方は私のInstagramやFacebookなどをのぞいてみてください。

そして、ぜひ感想をお聞かせいただければ嬉しいです。

(広告)

給湯も **SUNpot** 暖房も

メーカー希望小売価格より

ボイラー

各種

2月末日迄

※工事費別途

50%

OFF!!

大特価!

SUNpot

ストーブ

各種

(株)ワタナベ電器

見積無料

亀田郡七飯町
 字大沼町817-4

☎ 0138-67-2250

※ホームページからのお問合せもOKです!

ワタナベ電器 大沼

検索

こんにちは保健師です。

今月の担当は、山田 侑季です。

「高血圧を予防しましょう」

いよいよ冬本番。1日の寒暖差が大きくなる季節は何気ない普段の生活の中に、血圧の乱高下から突然死を招く危険因子が潜んでいるため、注意が必要です。今回は、危険因子となる高血圧についてお知らせします。

1

血管の中を流れる血液が血管壁に与える圧力のことです。血液は心臓のポンプ作用によって全身の血管に押し出されます。

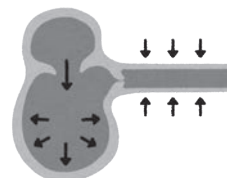
高血圧とは？

心臓が収縮して血液を送り出すときに血圧が最も大きくなり、このときの血圧を「収縮期血圧」(または最高血圧)といいます。



収縮期血圧

収縮した後に心臓が拡張するときには、血圧が最小となり、このときの血圧を「拡張期血圧」(または最低血圧)といいます。



拡張期血圧

2

高血圧の診断基準は、収縮期血圧は140以上、拡張期血圧は90以上です。ただし、普通は1回だけの測定で高血圧とはせず、繰り返し測定して判断します。(高血圧はその程度によって、さらにⅠ度からⅢ度に分けられます。)

基準値ってどれくらい？

分類	収縮期血圧	かつ	拡張期血圧
正常血圧	<120	かつ	<80
正常高値血圧	120~129	かつ	<80
高値血圧	130~139	または	80~89
Ⅰ度高血圧	140~159	または	90~99
Ⅱ度高血圧	160~179	または	100~109
Ⅲ度高血圧	≥180	または	≥110

3

高血圧は自覚症状がほとんどなく、ごくまれに耳鳴りや頭痛などが現れる程度です。

高血圧の症状

気を付けなければならないのは、高血圧患者さんが頭痛や耳鳴り、胸の痛みを感じる場合、それらは高血圧の症状ではなく、高血圧の合併症である狭心症や心筋梗塞、脳卒中の症状であるかもしれないという点です。




4

高血圧の状態が続くと動脈硬化になり、心臓や脳の血管も次第にもろくなり血栓ができやすい状況となり心不全や脳梗塞など重篤な状態へ陥る危険性があります。

高血圧の合併症



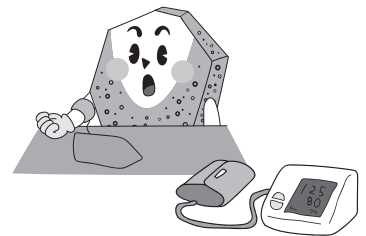
5 高血圧の原因として大きく関わっているのが以下7つの生活習慣です。

高血圧の 原因	塩分のとりすぎ	肥満	飲酒
	便秘	ストレス	
	喫煙	寒暖差	

6

高血圧の 予防と改善	●減塩を心がける 	●禁煙をする 	●便通を良くする 	●寒暖差をなくす 
	●定期的な運動をする 	●適度な飲酒を心がける 	●ストレスをため込まない 	

予防のためにも、日ごろから定期的に健診を受けたり、自宅で定期的に血圧測定をしてみましょう。自宅に血圧計がない方は定期健診や定期通院時に測定したり、役場やいこいの湯などにも設置している自動血圧計で測定することもできます。また、月に2回いこいの湯や郵便局・宮浜児童館のコミュニティカフェで健康相談を実施していますので、そこで測ることも可能です。また、自宅に血圧計がある方は、毎日時間を決めて測り記録することが大切です。



皆さんも今できる高血圧予防や改善に取り組んでいきましょう。

新型コロナ感染症が気になり、健（検）診の受診を控えていませんか？
 ～みんなで受けよう「町民ニコニコ健診」～
 特定健診・一般健診・後期高齢者健診・がん検診

これからも元気で過ごしていくためには、病気の予防、病気を悪化させないこと、そのためには、健（検）診を受けて、自分のからだを知ることが大切です。健診会場では、新型コロナウイルス感染症防止対策に努めて実施しています。今年度、まだ健（検）診を受けられていない方はぜひ受診しましょう。



- <集団健診> 今月号の折込チラシで内容をご確認ください。
- <個別健診> 個別健診の申し込みは、随時受付しています。

<申込み・お問い合わせ先> 役場保健福祉課 保健推進係 電話 7-5291

子宮がん・乳がん検診を受けましょう！ ～検診の受け忘れはありませんか？～

令和2年度も残り3か月を切りましたが、皆さん検診を受けましたか？お忘れの方は、この機会に検診を受けましょう！

検診名	対象	料金	場所
子宮がん検診	西暦で偶数年生まれの満20歳以上の女性	①子宮頸がん 1,700円 ②子宮頸がん・体がん 2,500円 ※生活保護世帯・満70歳以上は無料	函館市内の産婦人科
乳がん検診	西暦で偶数年生まれの満40歳以上の女性	2,000円 ※生活保護世帯・満70歳以上は無料	函館赤十字病院、函館中央病院、函館五稜郭病院、共愛会病院、函館市医師会病院、秋山記念病院、函館渡辺病院、北美原クリニック、国立病院機構函館病院、市立函館病院

- ・子宮がん・乳がん検診は2年に1回の受診となります。
- ・申込みは、令和3年3月12日(金)まで受け付けていますので希望される方は、保健福祉課へお早めに申込みください。申込み後に受診券を発行します。

令和2年度 子宮頸がん検診・乳がん検診 無料クーポン券をお持ちの方へ

**使用期限が
迫っています！**

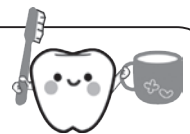
無料クーポン券の使用期限は令和3年2月28日までですので、ぜひこの機会に受診しましょう。
無料クーポン券は、令和2年4月20日現在で、鹿部町に住居登録をしている女性の方で、下記の生年月日の方へ送付しています。

子宮頸がん検診対象者	
20歳	平成11年4月2日～平成12年4月1日
25歳	平成6年4月2日～平成7年4月1日
30歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日
35歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
40歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日

乳がん検診対象者	
40歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
45歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
50歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
55歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
60歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日

※お問い合わせ先 役場保健福祉課 保健推進係 (TEL: 7-5291)

☆たいへんよくがんばりました☆



令和2年11月20日(金)に行われた3歳児健診で、次のお子さんはむし歯が1本もありませんでした。これからも歯みがきをがんばってむし歯をつくらないようにしましょう。



宇宮浜 坂井 杏華 ちゃん
(保護者 生伍 さん)



宇宮浜 阿部 真心 ちゃん
(保護者 希望 さん)



宇宮浜 挽野 広愛 ちゃん
(保護者 眞由美 さん)

鹿部町子育て世代包括支援センターからのお知らせ

町では、鹿部町子育て世代包括支援センター(母子保健型)を役場保健福祉課に開設しています。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、切れ目ない支援を目指します。

また、相談に対して保健師や管理栄養士等が対応し、来所相談のほか、電話相談や家庭訪問を行い、相談内容に応じて適切な機関と連携し、必要な情報やサービス提供、関係機関の紹介などを行います。不安なことや悩みがあるときは1人で悩まずに、お気軽に子育て世代包括支援センターにご相談ください。

お問い合わせ先

役場保健福祉課(子育て世代包括支援センター)

【開設時間】月～金曜日 午前8時45分から午後5時30分まで
(祝日、年末年始は除きます)

【電話】7-5291(保健福祉課直通電話)



鹿部町コミュニティカフェをご利用ください

コミュニティカフェは、地域住民の交流の場と利便性向上に寄与する仕組みとして、毎週月曜日から金曜日まで、宮浜児童館と鹿部郵便局ふれあいルームの2か所で開催しています。誰でも自由に利用することができますので、皆様のご利用をお待ちしています。

また、ボランティア団体「一步の会」の皆さんに協力いただき、毎週月曜日にカフェイベントを行っていますので、ぜひご参加ください。

コミュカフェは毎週月曜日から金曜日まで開設。ちょっとしたゲームなども置いてあります。また、その他にも以下の行事を行います。

■ 鹿部町コミュニティカフェ(児童館) 令和3年1月の活動

1月14日(木)	午後2時から午後3時まで	健康相談
1月18日(月)	午後1時30分から午後3時30分まで	歌声広場(一步の会協力)
1月25日(月)	午後1時30分から午後3時30分まで	絵本の朗読会(一步の会協力)
1月28日(木)	午後2時から午後4時まで	地域包括支援センター 相談窓口開設(福祉全般)

※年末年始につき、1月1日(金)から1月5日(火)まで、コミュカフェはお休みとなりますので、ご了承ください。

■ 鹿部町コミュニティカフェ(郵便局) 令和3年1月の活動

1月21日(木)	午後2時から午後4時まで	介護保険相談窓口開設
----------	--------------	------------

※郵便局行事のため、1月15日(金)までの間、コミュカフェはお休みとなりますので、ご了承ください。

感染症予防にご協力願います

新型コロナウイルス感染症予防のため、**飲物の提供は控えさせていただきます。**(利用される方が持ち込むことは差し支えありません。) ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ご利用の際は、

- コミュカフェでは、手を洗い、マスク着用などの咳エチケットを。
- 備え付けの消毒用アルコールをご利用ください。
- 正面同士で座るのは避け、間隔を保ちましょう。



※お問い合わせ先 役場保健福祉課 (TEL: 7-5291)

～鹿部町生活支援体制整備事業～ 高齢者支援（生活支援サービス）「雪かき」の 利用申込みを受け付けています。

町では、高齢者支援（生活支援サービス）「雪かき」の利用申込みを受け付けていますので、「雪かき」の利用を希望する方は、鹿部町社会福祉協議会又は鹿部町地域包括支援センターに電話で申込みください。

「雪かき」実施期間～令和3年3月31日まで ※12月30日から1月5日までの年末年始は除きます。

1 利用対象者

75歳以上のひとり暮らしの方及び夫婦世帯で、どちらか一方が75歳以上で当町に住民登録されている方

2 利用料（ボランティア1人当たり）

- ・30分未満200円
- ・60分未満400円
- ・90分未満600円

3 雪かき作業の範囲

日常生活路確保のための玄関から道路までの雪かきとなります。（いわゆる間口除雪）
※屋根の雪かき作業や排雪作業は含みません。

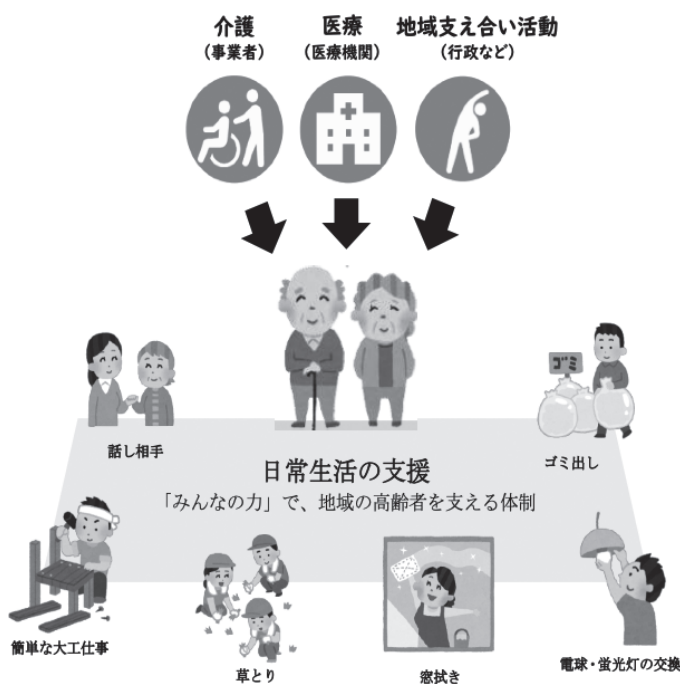
4 雪かき作業の時間

午前9時から午後3時まで

5 その他

「雪かき」が必要な都度、利用申込みを受け付けし、対応します。

鹿部町生活支援体制整備事業のイメージ図



《生活支援体制整備事業の担い手となるボランティア会員を引き続き募集しています。》

高齢者支援（生活支援サービス）、地域支え合い活動及び福祉施設活動それぞれの項目ごとに担い手となるボランティア会員を募集しています。

高齢者の生活を支えるボランティア会員として活動してみたい方は、鹿部町社会福祉協議会又は鹿部町地域包括支援センターに電話で申込みください。



令和元年7月
スタート!!

あなたも“自分のできるボランティア”を探してみませんか？

※お問い合わせ先 鹿部町社会福祉協議会

(TEL: 7-3341)

鹿部町地域包括支援センター（役場保健福祉課内）(TEL: 7-5291)

鹿部町新型コロナウイルス感染症対策商品券 配布事業の実施について

町では、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染リスクの高い児童及び高齢者の皆さんの感染リスクを軽減する感染予防対策用品（マスクや手指消毒液など）の購入に役立てていただくため、鹿部町商品券を配布します。



1 事業の実施期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

2 商品券配布対象者

- (1) 令和2年12月1日現在で本町の住民基本台帳に記録されている18歳以下の児童
- (2) 令和2年12月1日現在で本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の高齢者

3 配布する商品券の額

商品券配布対象者1人につき2,000円

4 配布方法

令和3年1月中旬頃に商品券配布対象者の属する世帯の世帯主に簡易書留郵便で郵送します。
 ※令和2年12月1日以降に出生した商品券配布対象者（児童）にも、出生届受理後、順次発送します。
 ※令和3年3月31日までに満65歳になられた商品券配布対象者（高齢者）にも、年齢到達日の翌日以降に順次発送します。

※お問い合わせ先 役場保健福祉課（TEL：7-5291）

～町政について

一緒に語らいましょう～

語らい町長室

開かれた身近な町政づくりを進めるため、町民皆さんの声に耳を傾け、対話を深めることを目的に、町長室を開放しています。令和3年1月の開放日時をお知らせしますので、お越しになる方は事前に申込みください。

なお、開放日に限らず、公務などが入っていない日も開放していますので、お気軽にお問い合わせください。

■令和3年1月の開放予定日 1月20日（水）午前9時から午後7時まで

※お問い合わせ先 役場総務・防災課（TEL：7-2111）

【11月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 80.36 t
 （昨年度同月回収量78.02 t 約3.0%増）
 内訳 焼却処分 60.56 t
 リサイクル 16.25 t
 埋立処分 3.55 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

不法投棄等防止のため監視カメラを設置しています！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科に処せられます。

鹿部町ひとり親世帯応援給付金について

国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給対象とならない方に対し、町が独自にひとり親世帯に対して応援給付金を支給します。なお、受給される方は申請手続が必要となります。

国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象となる方は、そちらが優先となりますので、不明な方はお問い合わせください。

※町の「鹿部町ひとり親世帯応援給付金」と国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」は併給できません。

<p>支給対象者</p>	<p>18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童（重度・中度の障がい（国民年金法の1、2級）のある児童は20歳未満）を監護するひとり親世帯（父・母・養育者）の方で、次の1または2に該当し、国のひとり親世帯臨時特別給付金が支給されていない方。</p> <p>1 令和2年6月分の児童扶養手当受給資格者で、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付基準を上回る収入のある方。</p> <p>2 令和2年6月分の児童扶養手当の認定を受けていないひとり親世帯等の方で、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付基準を上回る収入のある方</p> <p>※「ひとり親世帯」とは、児童扶養手当法第6条に定める受給資格者をいいます。（事実婚の場合は対象となりません。） ※同居している扶養義務者の所得が高いために児童扶養手当の受給ができない方も申請できます。 ※令和2年6月以降にひとり親世帯等となった方は、対象外です。</p>
<p>給付額</p>	<p>1世帯あたり5万円</p>
<p>申請書類</p>	<p>次の書類をご用意ください。</p> <p>(1) 鹿部町ひとり親世帯応援給付金申請書（役場民生課窓口で配付しています。）</p> <p>(2) 申請される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金証書、介護保険証、パスポートなど）の写し</p> <p>(3) 給付金の受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号および口座名義人が確認できるもの）の写し</p> <p>(4) 申請される方と監護する子どもの戸籍謄本または戸籍抄本（児童扶養手当資格者の方は不要）</p> <p>(5) 障がいの状態を確認できる書類（障害年金証書など）の写しまたはコピー（※障がいがあることを要件として給付金を申請する場合に限ります。）</p>
<p>申請方法</p>	<p>役場民生課窓口へ申請書等を持参ください。</p>
<p>申請期限</p>	<p>令和3年2月26日（金）（当日必着）</p>
<p>支給予定日</p>	<p>順次支給しています。（支給が決定した方には、支給日を郵便でお知らせします。）</p>
<p>支給方法</p>	<p>申請書に指定した口座へ振り込みます。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本給付金の支給後に、収入の急減等により「ひとり親世帯臨時特別給付金」の受給資格を遡って取得し、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受給したことが判明した場合や、事実婚等でひとり親の支給要件に該当しないことが判明した場合、本給付金を返還していただきます。 ・口座の解約等により本給付金の振込ができなかった場合は別途郵便で通知しますので、入金可能な口座の情報を、令和3年2月26日までに必ずご連絡ください。 ・口座の解約等により、令和3年3月31日までに本給付金の振込ができなかった方は、本給付金の受給ができなくなります。

※お問い合わせ先 役場民生課 戸籍係（TEL：7-5290）

「鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金」について

町では、新型コロナウイルス感染症による地域経済の落ち込みにより、産業の安定に支障が生じているなかで、事業を継続する事業者を対象に支援金を交付しています。

下のチェックリストを用いて支援金対象予定者になるか確認いただき、支援金対象予定者となる場合は、令和3年1月29日(金)までに役場水産経済課へお問い合わせください。

チェック項目		
①	町（漁業協同組合）から漁業者対象緊急支援金（6万円）を受給した【令和2年5月～】	<input type="checkbox"/>
②	町から宿泊事業者対象緊急支援金（30万円）を受給した【令和2年5月～】	<input type="checkbox"/>
③	町から飲食事業者対象緊急支援金（20万円）を受給した【令和2年5月～】	<input type="checkbox"/>
④	町から中小企業者（鹿部商工会員）対象緊急支援金（6万円）を受給した【令和2年5月～】	<input type="checkbox"/>
⑤	過去1年以上継続して町内において事業を営む者（法人又は個人）である	<input type="checkbox"/>
⑥	事業を営むにあたり、法令等に基づく必要な許認可を受けており、その許認可を確認することができる証書等を有している	<input type="checkbox"/>
⑦	開業していることが確認できる次の資料の原本又は複写を有している ■法人：法人登記事項証明書又は法人の定款 ■個人：開業・廃業等届出書又は開業していることが確認できる資料	<input type="checkbox"/>
⑧	令和元年分及び平成30年分の確定申告書の複写を有している	<input type="checkbox"/>
⑨	令和元年及び令和2年の各月の売上高を示す資料を有している	<input type="checkbox"/>

①～④いずれかに
が付いた事業者
 ↓
対象外

⑤～⑨全てに
が付いた事業者
 ↓
支援金対象予定者
**役場水産経済課へ
 連絡してください**

※お問い合わせ先 役場水産経済課 (TEL: 7-5298)

◎ 駒ヶ岳火山観測情報 ◎

令和2年11月に観測された駒ヶ岳の状況についてお知らせします。

- 全般 火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）
- 噴煙活動 山頂に設置した監視カメラでは、昭和4年火口に噴気は観測されませんでした。
- 地震活動 火山性地震及び火山性微動は観測されませんでした。
- 地殻変動 G N S S連続観測では、火山活動によると考えられる地殻変動は認められませんでした。（G N S S観測：G P S含む衛星測位システムの総称）

※ 詳細は札幌管区気象台ホームページでも閲覧することができます。

<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>

※ 気象庁ホームページに駒ヶ岳の火山観測データが掲載されています。火山活動状況などの把握にご利用ください。

<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/open-data/open-data.php?id=113>

令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告について

町では、令和2年分所得（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）の確定申告を次のとおり受け付けします。ただし、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から申告を予約制とします。令和3年1月12日（火）から予約をお受けしますので、税務課窓口または電話（TEL：7-5292）で事前に予約をお願いします。※予約時間の10分前までにはお越しください。**

日	時	会 場
令和3年2月16日（火）	午前9時から午後4時まで	大岩地域会館
令和3年2月17日（水）	午前9時から午後4時まで	鹿部会館
令和3年2月18日（木）	午前9時から午後4時まで	本別中央会館
令和3年2月19日（金）	午前9時から午後4時まで	出来澗会館
令和3年2月22日（月） 2月24日（水）	午前9時から午後4時まで	役場 大会議室
令和3年2月25日（木） ～3月15日（月）	午前9時から午後4時まで ※土日を除く	役場 小会議室

<p>1 所得(収入)のない方も必ず申告してください</p>	<p>確定申告は、町道民税・国民健康保険税の申告も同時に行っていますので、所得（収入）のない方も必ず申告してください。（未申告の方は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減などが適用されない場合があります、所得証明書などの発行ができません）</p>
<p>2 次に該当する方は、確定申告は不要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告で申告済みの方 ・会社などで年末調整済みの方 ・公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の方 ※ただし、年末調整しなかった収入や各種控除がある方は、確定申告が必要です。 ※金融機関より借り入れをし、新築住宅を建てた方又は中古住宅を購入した方は確定申告が必要となります。
<p>3 次に該当する方は、当町で受付できません</p>	<p>土地・家屋や株式などの譲渡所得のある方は、当町で受け付けできませんので、函館税務署で申告してください。</p>
<p>4 申告に必要なものは次のとおりです</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑（シャチハタ以外） ・給与収入がある方は、会社などから交付された源泉徴収票 ・公的年金受給者の方は、年金支払者から交付された源泉徴収票 ・自営業（漁業含む）の方は、仕入れ・売上などの経費が分かる書類 ・社会保険料（国民年金、健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）の領収書やそれに代わる証明書 ・保険会社などから交付された生命保険料、個人年金保険料や地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳又は町が発行する障害者控除対象者認定書 ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書若しくは医療費の領収書」又は「セルフメディケーション税制の明細書若しくは特定一般用医薬品などの領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類」 ・本人確認書類（マイナンバーカードやマイナンバー通知カード、運転免許証など） ※詳しくは次のページをご覧ください。 ・税務署から「確定申告のお知らせ」というはがきや通知書が事前に届いている方は、そのはがきや通知書 ※申告書用紙は、一部対象者を除き送付されません。用紙が必要な方は、役場又は税務署にて1月下旬から用意していますので、お受け取りください。

<函館税務署でも確定申告を受け付けします>

函館税務署においても、次のとおり確定申告の受け付けを行います。申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

なお、会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

- ・受付期間 令和3年2月16日(火)から令和3年3月15日(月)まで ※土・日、祝日を除く
- ・受付時間 午前9時から午後4時まで
- ・場 所 函館税務署(函館市中島町37番1号 TEL:0138-31-3171)

※令和3年2月15日(月)以前は、確定申告会場を開設していません。確定申告のご相談は、申告会場を開設する令和3年2月16日(火)以降にお越しください。申告に関する質問や必要書類の確認などは、電話でも問い合わせをすることができます。

<確定申告書にマイナンバーの記載が必要です>

確定申告書には、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。(配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です)

本人確認書類は、次のものをご持参ください。

- マイナンバーカードをお持ちの方 : マイナンバーカードのみで本人確認が可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方 : 次の①・②の2点が必要です。
 - ① マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書のうちいずれか1つ
 - ② 運転免許証、公的医療保険の被保険証、パスポートなどのうちいずれか1つ

～インターネットで確定申告書の作成ができます～

■申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用下さい

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送などにより提出することができます。

画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算される便利なシステムですので、ぜひご利用ください。

なお、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除、ふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方向けの、スマホ専用画面を用意しています。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れののないようご注意ください。

また、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

■お問い合わせは、お電話で

e-Taxソフトの操作や確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消など使い方に関するお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにご連絡ください。

《e-Tax・作成コーナーヘルプデスク》

- 電話番号 0570-01-5901(全国一律市内通話料金)
 - 受付時間 月曜日から金曜日まで午前9時から午後5時まで(土日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
- マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダライタの設定、パソコン操作などについては、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

《マイナンバー総合フリーダイヤル》

- 電話番号 0120-95-0178(音声ガイダンスに従い1番を選択してください。)
- 受付時間 午前9時30分から午後8時まで(土日、祝日は午後5時30分まで)

※お問い合わせ先 役場税務課 (TEL:7-5292)

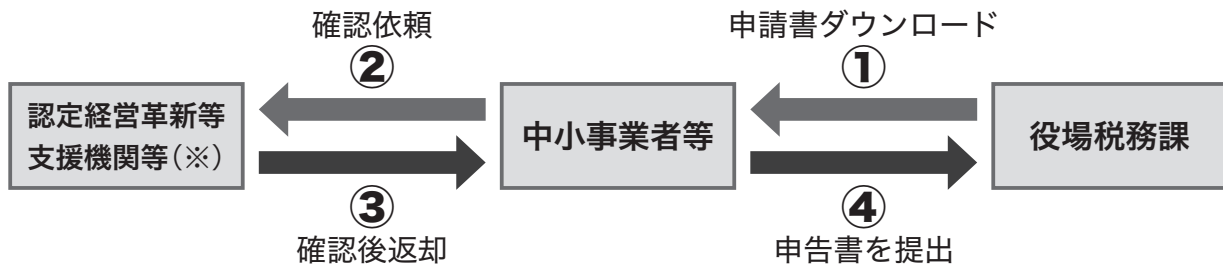
令和3年度 中小事業者等に対する固定資産税の軽減制度について

新型コロナウイルス感染症対策における税制措置として、一定の事業収入の減少があった中小企業等に対して、令和3年度に限り、償却資産や事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減します。

1 中小事業者等に対する固定資産税の軽減制度の要件等について

対象者	以下の①及び②の条件のいずれも満たす方が対象です。			
	<table><tr><td>①</td><td>賦課期日(令和3年1月1日)現在、資本金1億円以下の法人または、従業員1,000人以下の個人事業主</td></tr><tr><td>②</td><td>新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月間に前年同期比で30%以上事業収入が減少した事業者の方</td></tr></table>	①	賦課期日(令和3年1月1日)現在、資本金1億円以下の法人または、従業員1,000人以下の個人事業主	②
①	賦課期日(令和3年1月1日)現在、資本金1億円以下の法人または、従業員1,000人以下の個人事業主			
②	新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月間に前年同期比で30%以上事業収入が減少した事業者の方			
	※大企業の子会社は対象外です。 ※すべての形態及び業種の事業者が対象です。(性風俗特殊関連営業を営む事業者を除く)			
対象年度	令和3年度			
対象資産	令和3年1月1日現在、鹿部町内に所有する事業用家屋(注)及び償却資産 (注)事業用家屋：法人税法又は所得税法において損金又は必要な経費に算入される家屋 ※土地及び居住用家屋は対象外です。			
軽減割合	事業収入が ・前年同期間比減少30%以上～50%未満……課税標準 1/2 ・前年同期間比減少50%以上……………課税標準 全額軽減			
申告期限	令和3年1月6日(水)から2月1日(月)まで(当日消印有効) (認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、必要書類一式を税務課へ提出)			
必要書類	・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書(以下、「申告書」という) ・事業収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど) ・特例対象家屋及びその事業割合を示す書類(課税明細書、青色申告決算書、共有名義の場合は共有者がわかる書類の写しなど) ・令和3年度償却資産申告書、種類別明細書 ※上記申告書等に役場の受付印を希望される方は、控えとなる写しをご準備いただき、郵送の場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。			

2 固定資産税・都市計画税の軽減を受けるための申告方法



(※) 認定経営革新等支援機関等とは

- ・認定経営革新等支援機関として認定を受けた税理士、税理士法人、会計士、中小企業診断士、金融機関等
- ・都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会等
- ・帳簿の記載事項を確認する能力がある税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、各地の青色申告会連合会、各地の青色申告会(認定を受けた者は除く)等

①

町公式ホームページから申告書をダウンロードし、必要事項を記入。
(申告書をダウンロードできない場合は税務課窓口までお越し下さい。)

②

事業者が認定経営革新等支援機関等に申告書等を提出し、軽減対象であることの確認を依頼する。

- 【確認事項】
- ・中小事業者等であること
 - ・事業収入の減少割合
 - ・特例対象家屋及びその居住用・事業用割合の確認

③

認定経営革新等支援機関等が②の内容を確認し、申告書の確認欄に押印後、事業者に返却。

④

役場税務課あてに令和3年1月6日(水)から2月1日(月)まで(当日消印有効)に申告書等を提出。なお、償却資産を所有する事業者の方は令和3年度償却資産申告書もあわせてご提出ください。(増加減少がない場合でも提出が必要です。)

中小企業庁のホームページに【固定資産税等の軽減措置に関するQ&A】が掲載されていますのでご参照ください。

(URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>)

※お問い合わせ先 役場税務課 (TEL : 7-5292)

ドコモからのお知らせ

- ・二つ折りのケータイには修理受付が「終了」「終了を予定している機種」があります。
- ・修理受付終了機種は、地震等発生時に送られる「緊急速報(エリアメール)」の動作保証外機種となります。
- ・故障した場合、大切なデータが復旧できなくなる可能性があります。また、災害発生時の緊急情報把握のために、ぜひお近くのドコモショップ、もしくはドコモコールセンター (0120-800-000) へご相談ください。



お近くのドコモショップはこちらから確認ください。

(広告)

建物を取り壊したときや新築・増築されたとき、未登記の建物を名義変更したときには届け出が必要になります！

建物を取り壊したとき

建物を取り壊したときは、翌年度からの税額に影響しますので、「固定資産（家屋）解体届」に必要事項を記載し、届出者の押印をしたうえ税務課へ提出してください。登記している建物については、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。なお、滅失登記の手続きをされた場合は、「固定資産（家屋）解体届」の提出は必要ありません。

建物を新築・増築したとき

新築・増築された建物については、翌年度から課税の対象となります。税務課の職員が、家屋の評価に伺いますので、新築・増築された方は税務課へご連絡ください。

未登記の建物を名義変更したとき

未登記の建物を売買・相続・贈与などにより所有者が変更になったときは、「固定資産異動届」を税務課へ提出してください。届け出には、新旧所有者の押印が必要となります。（相続の場合は、新所有者の押印のみ）
「固定資産異動届」の届け出がない場合、次年度も引き続き同じ所有者に課税されますので、お手数でも提出をお願いします。

「固定資産（家屋）解体届」及び「固定資産異動届」の用紙は、役場税務課窓口に設置しているほか町公式ホームページに掲載しています。
ご不明な点がございましたら、役場税務課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 役場税務課（TEL：7-5292）

令和3年1月31日(日)までに使ってね！



※お問い合わせ先
役場水産経済課 TEL：7-5298

鹿部町地域経済活性化事業は、新型コロナウイルス感染症により冷え込んだ地域経済の活性化を図ることを目的に「しかべ応援券」の配付と「プレミアム付商品券」の販売を実施しました。この応援券と商品券それぞれの利用期限は、令和3年1月31日(日)までですので、使い忘れの無いよう、ご注意ください。
応援券と商品券の詳細については、町公式ホームページをご覧ください。だくか、役場水産経済課にお問い合わせください。

しかべ応援券・プレミアム付商品券の利用期限は令和3年1月31日(日)まで

※お問い合わせ先
役場企画振興課 TEL：7-5297

11月の平均乗車人数	
1便（9時美駒平発）	約2人
2便（10時20分美駒平発）	約9人
3便（12時30分大岩方面発）	約9人
4便（13時40分美駒平発）	約7人
5便（15時05分大岩方面発）	約8人
6便（16時30分いこいの湯発）	約5人



運行ルート及び時刻が一部変更になっています。詳細は、今月号の折込チラシ及び町ホームページでご確認ください。
11月の平均乗車人数は左表のとおりです。今までご利用したことがない方も是非、ご利用ください。

※2月の運行日▼
3日(水)
10日(水)
17日(水)
25日(木)

令和3年2月のコミュニティバスは、次のとおり運行します。

コミュニティバスの運行について

屋根からの 落氷雪事故防止などのお願い



毎年、冬になりますと、沿道建物からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも、冬季間の生活にはご苦勞されていると思いますが、冬季間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。

落氷雪事故は、気温がマイナス3からプラス3程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際にはできるだけ複数人で行い、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意するようにしてください。

交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の雪を道路に出さないようにしてください。

落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。

既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等のサビ、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。

軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

建物の壁、窓枠、突出看板からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

北海道開発局・北海道・北海道警察・鹿部町



町広報誌に広告を 掲載してみませんか？



町広報誌は地域密着型の情報誌として、全戸に配付されているほか、町公式ホームページからも閲覧することができます。広告利用のため掲載を希望される方は役場企画振興課へ申込みください。

なお、広告掲載の詳細については以下のとおりとなります。

種類	規格	掲載期間	広告料	申込方法	申込期限
広報しかべ	ページの下1段2分の1 (縦50mm×横85mm)	月号 単位	1回につき 5,000円	掲載申込書に 広告原稿を添えて 申込み	広報発行月号の 前月1日まで
	ページの下1段 (縦50mm×横170mm)		1回につき 10,000円		

- ※1 掲載申込書は役場企画振興課又はホームページから取得できます。
- ※2 広報誌の掲載について、同じ企業等の広告を同月号に複数掲載できません。
- ※3 広告掲載の種類と範囲については、鹿部町広告掲載取扱要綱第3条に基づき、以下の項目いずれにも該当しないものとします。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝にかかわるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

※お問い合わせ・申込先 役場企画振興課 (TEL: 7-5297)



お知らせ コーナー

自動車事故対策機構からの お知らせ

○重度後遺障害者となられた方へ

介護料支給のご案内

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故で、脳や脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。（自損、他損、時期は問いません）

【支給額】

後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、月額36,500円～211,530円の範囲で支給。

【注意】

介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。ただし、自立支援法に基づくサービスを受けられている場合や入院している場合も対象になることがありますので、お問い合わせください。

○交通遺児等育成資金貸付のご案内

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故により、死亡又は重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟（0歳から中学校卒業まで）

【申込者】

対象者を扶養している保護者（生活困窮家庭に限ります）

【貸付金額】

一時金（貸付時）155,000円
貸付期間中、月額10,000円又は20,000円（選択制）

ほかに、小・中学校入学時に入学支度金44,000円（希望者）

【貸付期間】

貸付決定時から中学校を卒業するまで

【利子】

無利子

【返還方法】

原則として20年以内の月々均等払い（進学・病気等による猶予制度等あり）

○交通遺児等友の会入会のご案内

【対象者】

自動車（バイク含む）事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば、入会することができます。

【申込者】

対象者を扶養している保護者

【活動内容】

旅行会や交流会、レクリエーションの開催、書道・絵画・写真などコンテンツの開催、会報の配布（年4回）

【参加期間】

中学校を卒業又は20歳を迎えるまで

【費用等】

無料

※お問い合わせ先

自動車事故対策機構 函館支所

TEL・0138-88-11007

ホームページ（シナスバ）で検索

http://www.nasta.go.jp/

働く調理師の皆様へ！

働いている調理師は、調理師法の規定により、2年に1回従事者届を出さなければなりません。今年度は届出の年になっていきますので、令和3年1月15日(金)までに必ず届出をしてください。

○届出の必要な方

下記の施設に令和2年12月31日現在、調理業務に従事している調理師
・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して提供している施設
・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

○届出の方法

【インターネットでの届出】

次のURLまたはQRコードからアクセスしてください。

URL

(<https://www.harp.ig.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=USEBfAkl>)

QRコード



（QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。）



【郵送・持参による届出】

専用の届出用紙に必要事項を記載し、あなたが働いている地域の北海道全調理師会担当支部に提出してください。

※届出用紙の配布：北海道全調理師会各支部、渡島保健所、木古内支所、森支所
北海道ホームページからのダウンロード

就業地域	支部名	住所	電話番号
函北七	市市町 館斗飯 支	〒040-0011 函館市本町22-5 第3LC館1階 スナックてる	090-8908-8194
松福知木鹿森	町町町町町 前島内古部 支	〒049-1512 松前郡松前町字福山 29番地2 旧和風小料理さくら亭	080-1866-3810

※お問い合わせ先

・北海道全調理師会 各支部
・北海道渡島保健所

TEL・0138-47-9012

木古内支所

TEL・0139-212-2068

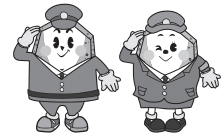
森支所

TEL・0137-412-2323

魚種	数量(トン)	水揚高(千円)	魚種	数量(トン)	水揚高(千円)
すけとうだら	542.5 (583.0)	60,587.8 (66,403.0)	平目	0.5 (0.5)	698.4 (756.5)
たこ	17.7 (13.1)	15,474.7 (11,725.9)	はたはた	0.2 (0.2)	196.5 (117.7)
さけ	11.6 (12.6)	2,883.3 (5,834.9)	うに	32.2 (19.0)	23,355.2 (17,214.1)
ます	0.1 (0.0)	0.3 (0.0)	さば	625.6 (334.9)	21,217.0 (12,584.7)
いか	20.2 (31.7)	7,622.5 (18,977.0)	福来	71.4 (56.0)	2511.2 (3,900.3)
かれい	2.0 (4.3)	1,004.6 (2,586.9)	北寄貝	0.1 (0.1)	30.8 (11.7)
なまこ	18.6 (13.3)	56,391.4 (53,238.7)	まぐろ	0.1 (0.0)	7.7 (0.0)
油子	2.2 (0.7)	1,174.6 (306.9)	たら	5.9 (5.3)	379.6 (269.9)
黒そい	1.1 (1.9)	146.7 (316.9)	松皮かれい	0.1 (0.2)	72.1 (323.7)
ほっけ	27.2 (0.9)	1,778.2 (360.0)	つぶ	4.8 (3.3)	916.1 (613.8)
がや	0.9 (0.8)	150.3 (120.3)	いわし	21.6 (8.5)	406.5 (148.4)
かじか	0.2 (0.5)	4.9 (6.8)	その他魚類	14.1 (53.9)	3,318.5 (11,278.2)
			合計	1,420.9 (1144.7)	200,328.9 (207,096.3)



森警察署ニュース



◎ 緊急通報は110番、相談電話は「#9110」に！

- ☆ 事件・事故などの緊急電話 → 110番
 - ☆ 相談や警察業務に関する意見・要望 → #9110
 - ☆ 遺失物・拾得物の届出、諸手続に関する照会など → 最寄りの警察署、交番・駐在所
- ◆ 110番をするときは

警察官が必要な事項を質問しますので、慌てず落ち着いて正しく教えてください。

警察官が早く現場に到着できるよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。



◎ ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～

- (1) 余裕を持った運転
目的地までの天気や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。
- (2) スピードダウンと慎重な運転
冬道では、スリップによる正面衝突の交通死亡事故が多発しています。
- (3) 「急」のつく運転操作は危険
急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキ等の運転操作は大変危険ですのでやめましょう。
- (4) 交差点に注意
雪山で見通しが悪い交差点などでは、危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。



◎ 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における国際テロの未然防止に御協力を！

「不審な人物・物件」等を発見した際の110番通報が、国際テロの未然防止につながります。

「不審な物件」を発見した際は、触れずに110番に通報して下さい。



◎ 署長からのメッセージ ～ 飲酒運転は絶対にダメです ～

「もういいかい 残ったお酒が まあだだよ」

新型コロナの影響で、自宅での飲酒の機会が増えているようです。

お酒を飲んでから車を運転することはもちろんのこと、お酒が残っている状態でも運転してはいけません。

「短い距離だから大丈夫。」「もうお酒は抜けているはず。」などと安易に考えて飲酒運転をしないように注意しましょう。

犯罪発生状況 (令和2年1月1日から令和2年11月30日まで)

	全刑法犯 認知件数	窃盗犯認知件数			その他刑法 認知件数
		侵入盗	車上狙い	その他窃盗	
町内	10件	1件	1件	3件	5件

交通事故発生状況 (令和2年1月1日から令和2年11月30日まで)

	人身事故	死者数	傷者数	物損事故
町内	0件	0人	0人	50件

1月～2月の行事予定カレンダー

1月16日(土)	
17日(日)	
18日(月)	
19日(火)	
20日(水)	ⓑ 健康相談 いこいの湯 受付13:30～15:30 Ⓔ コミュニティバス運行日
21日(木)	ⓑ バンビ教室 総合体育館 10:00～ ⓑ 創作活動「ぼっぼワークの日」 しかべ・ぼっぼ館 10:00～16:00
22日(金)	ⓑ あったかサロン(Bクラス) 本別中央会館 14:00～15:00
23日(土)	
24日(日)	
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	ⓑ 創作活動「ぼっぼワークの日」 しかべ・ぼっぼ館 10:00～16:00 Ⓔ コミュニティバス運行日
29日(金)	
30日(土)	
31日(日)	

2月1日(月)	ⓐ 国民健康保険税第8期・介護保険料第7期・後期高齢者医療保険料第7期納付期限日
2日(火)	
3日(水)	ⓑ 健康相談 いこいの湯 受付13:30～15:30 Ⓔ コミュニティバス運行日
4日(木)	ⓑ 創作活動「ぼっぼワークの日」 しかべ・ぼっぼ館 10:00～16:00
5日(金)	
6日(土)	
7日(日)	
8日(月)	
9日(火)	
10日(水)	ⓑ 冬の町民ニコニコ健診 本別中央会館 受付9:00～11:00 Ⓔ コミュニティバス運行日
11日(木)	
12日(金)	ⓑ あったかサロン(Aクラス) 本別中央会館 14:00～15:00
13日(土)	
14日(日)	
15日(月)	

※行事日程等について、施設等の都合により変更となる場合がございますので、行事に参加される場合は、事前に担当課へ確認願います。

- ◆お問い合わせ先略称◆ 教 教育委員会 (Tel.7-3124) 保 役場保健福祉課 (Tel.7-5291) 税 役場税務課 (Tel.7-5292)
観 役場水産経済課食と観光推進室 (Tel.7-5293) 企 役場企画振興課 (Tel.7-5297)

休日当番医については、新聞等で確認するか、役場保健福祉課までお問い合わせください。

■発行／鹿部町
■編集／企画振興課広報広聴係
〒041-1498
北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地
TEL：01372-7-5297
FAX：01372-7-3086
Eメール：kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp
ホームページ
<http://www.town.shikabe.lg.jp>
■印刷／(株)長門出版社

(注)お誕生、おくやみ欄についての掲載は、役場民生課窓口で掲載承諾を頂いて載せております。

松小 氏
本田 氏
健金 名
勝一 名
ええ 一
五八 享
九四 年
歳四 住
宮鹿 所
浜部



おくやみ
もうしあげます

田中 氏
樂 名
優 名
ん 保
や 護
や 者
よ 一
い 宮
宮 浜
住 所



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口

令和2年12月1日現在
()は前月比です

世帯数	1,853世帯 (-7)
男	1,803人 (-8)
女	1,996人 (+1)
計	3,799人 (-7)

●65歳以上の人口 1,479人
高齢化率 38.9%

ひとりのりんご

▼今月の町史はお休みです。新年あけましておめでとうございます。今年も皆さんに楽しく読みやすい広報誌をお届けできるように、頑張りますので、よろしく願います。さて、広報しかべは先月、600号を迎えました。1000号分を振り返る記念特集を掲載しましたが、皆さんはどんな出来事が印象に残っていますか？ぜひ、町公式ホームページで広報誌のバックナンバーを読んでみてください。私はバックナンバーを読むときはよく、「ひとりごと」を読みます。広報担当者の個人的なコメントがとても面白いです。そこで、ひとりごとを始めた「いけだ」さんに話を聞きました。

ひとりごとを始めたきっかけは、今までの広報誌が何か味気ないと感じていた時に、ふと、作者の記事に対する思いを最後に記すことにより、スパイスのように、広報誌が面白く刺激的になると思ったからです。

およそ6年もの間、このコーナーが続いていると思うと、始めて良かったと思います。今後このコーナーをよりグレードアップして分かりやすい広報誌にして欲しいです。

いけださん、ありがとうございます。広報誌をグレードアップできるように、精進します。皆さんもぜひ、いけださんの書いたひとりごとを読んでみてくださいね。(すずき)